

Title	区会開設をめぐる共同性と個別性
Sub Title	Bemerkung über die Versammlung eines Dorfgemeindebezirks in der Spät-Meiji-Zeit
Author	大淵, 英雄(Ofuchi, Hideo)
Publisher	慶應義塾大学大学院社会学研究科
Publication year	1993
Jtitle	慶應義塾大学大学院社会学研究科紀要 : 社会学心理学教育学 (Studies in sociology, psychology and education). No.36 (1993.) ,p.81- 88
JaLC DOI	
Abstract	
Notes	30周年記念号
Genre	Departmental Bulletin Paper
URL	https://koara.lib.keio.ac.jp/xoonips/modules/xoonips/detail.php?koara_id=AN0006957X-00000036-0081

慶應義塾大学学術情報リポジトリ(KOARA)に掲載されているコンテンツの著作権は、それぞれの著作者、学会または出版社/発行者に帰属し、その権利は著作権法によって保護されています。引用にあたっては、著作権法を遵守してご利用ください。

The copyrights of content available on the Keio Associated Repository of Academic resources (KOARA) belong to the respective authors, academic societies, or publishers/issuers, and these rights are protected by the Japanese Copyright Act. When quoting the content, please follow the Japanese copyright act.

区会開設をめぐる共同性と個別性

Bemerkung über die Versammlung eines Dorfgemeindebezirks in der Spät-Meiji-Zeit

大 淵 英 雄*

Ohfuchi Hideo

1. はじめに

共同体は類的存在として平等性と排他性をもつ。それが共同性と個別性との関係として現象するとき、共同体は支配装置としての性格を潜在化する。共同体についての牧歌的な幻想は作為的に支配装置を隠蔽する。平等性はつねに特定の排他性の結果である、排他性はつねに平等性を実現する過程に見られる。共同体が内に対しては平等性を外に対しては排他性をその関係として展開するとき、共同性と個別性との幻想をつねに再生産しながら、共同体はさまざまな共同体のなかの一つの共同体として共同性と個別性とを共同体間の関係としても共同体内の関係としても生みだし使い分けて観念される。それはまた利己主義の論理（共同体のそれであれ個人のそれであれ）相互の矛盾の表明にはかならない。

共同体に与えられた規範に対するその構成員の行為や思惟の妥当性が問われるとき、与えられた規範に対する行為や思惟の適合性の有無が先ず問題とされる。そこでは行為や思惟も共同体の生活規範の保持にとって道具的手段的な側面が強調され、それらに固有な自律的な内実が喪失されてしまい、数学的論理的な記号の相互の関係が人間の実践行為の代行をするようになる。すなわち、思惟と実践との非人間化が限りなく進行する。真理の精神的権威が喪失され、実践行為の反復された習慣として真理が説かれるようになる。行為の意味は与えられた他の行為の意味との関係によって定まる。すべてのものは他のものによって他のものの手段とされ、そこで生み出された結果から判断される。すべての存在者は他のものの手段として素材として取り扱われる。人間の実践

は実験室での「事実」に還元され、社会の問題を考えることは実験装置のなかで一定の確証の手続きを経ることにはかならない。その際にはつねに実験装置そのものが問われず前提とされる。事実はいつも制度化された「事実」である。このように思惟そのものも制度化された手続きをたどり、生きることも知ること制度化された事実と出来事とに変形されている。制度化された思惟とは、すでに喪失された自己との同一性を反復的循環的に自己同一性の観念との同一性に求める営みである。言葉もその指示対象を喪失し化石化され微かに名称のみをその痕跡として残す。利己主義に根をもつ個人の出現とその自己保存とは、いつの間にか組織維持の要請に個人が適応することでしかない。個人の自己保持とは他のものへの従属を代償にして獲得した最後の目的であり、保持される自己とは自己を喪失し続ける自己である。

このように現実には抗しようとして適わぬ者は、自律性を受動性へと変形して現実に身を委ねて息を潜めながら生きる以外に生きる術がない。狡猾であろうと卑屈であろうと、生きて在ることを願う者が持続できる生活姿勢を他ならずのように身につけたまでである。彼らにとって倫理とは飾りであり、その美しさだけでは生きられないことを知っている。ここでは個々人の生活を保障してくれた共同体が崩れ始めたにもかかわらず、生活保障体系としての共同体幻想を抱き続ける人々（個々人であれ共同体構成員であれ）と共同体を生活道具とみなし始めた人々との抗争の姿を、明治後半期の村落生活のなかにみえてみよう。

2. 新村の貧しい基本財産とその財政基盤の強化

明治政府はその政治変革によって戸籍法の制定・地租

* 慶應義塾大学文学部教授（人間科学）

改正による画一的税制の確立・徴兵制度の導入を経て、中央の権限強化とその支配装置としての地方制度の整備とを推進してきた。村落生活もその下で大きく変貌することを強いられた。とりわけ明治 30 年以降の時期において、村落生活も社会変革の対象に据えられ従来の生活慣習を保持しようとする側面と、すでに形骸化された村落生活の枠組に拘束されない村落生活を模索しようとする側面とが、直接対抗する時期をむかえた。それは政治変革の枠組が強要してくる地方支配装置としての村落生活へとみずから変質させるための社会変革の時期でもあった。村落生活は変革の対象であり支配の対象であった。伝統的な生活慣行もそれ自体の意味が問われず有効な支配の道具としての意味が発見されるかぎり、それは活用され保持されたままである。

長野県諏訪郡湖南村（現諏訪市湖南）をその一事例として、その間の過程を考えてみよう。明治 34 年 3 月の湖南村の村有財産内訳は次の通りである。

土地 5 反 2 畝 20 歩
 小学校敷地 3 反 1 畝 9 歩 田 2 畝 18 歩
 隔離病舎敷地 1 反 8 畝 23 歩
 家屋 272 坪あまり
 小学校・役場・隔離病舎など
 現金 200 円 74 銭 5 厘
 基本財産金 60 円 53 銭 9 厘
 学校資金 140 円 20 銭 6 厘
 書籍・器械・器具 1463 円 16 銭 8 厘相当。

表 1

年 度	湖 南 村 予 算 額
明治 23 年度	1613 円 46 銭 7 厘
明治 26 年度	1871 円 78 銭
明治 28 年度	1925 円 12 銭 5 厘
明治 31 年度	3582 円 18 銭 1 厘
明治 36 年度	7655 円 89 銭 4 厘
明治 39 年度	4664 円 29 銭 3 厘
明治 43 年度	9349 円 22 銭 3 厘

湖南村の予算額とそのうちに占める財産収入・村税収入・雑収入を示したものが次の表 1 と表 2 とである。

村子算が急激な増加を示している。それは地元負担の原則のもとで国政遂行の必要経費の著しい増額に 대응しようとしているからである。湖南村の財政の膨脹にともなう村税収入が増加しているが、財産収入は極めて少ない。巡査駐在所賃料 6 円に、新たに村税預金利子・村基本財産利子・罹災救助積立金利子・学校基本財産利子が計上されて明治 36 年度以降に増額をみるが、その額は小学校授業料収入や不用品払代を含む雑収入にはるかに及ばない。したがって村子算は村税収入を唯一の財源としている。戸別割を除いた村税は主に国税府県税の附加税であり、それとて法的に一定の制約を受けその種類を増しても村財政の膨脹を補うまでにはいたらない。

そこで戸別割がその税額を増加することとなる。湖南

表 2

年 度	財 産 収 入	村 税 収 入	雑 収 入
明治 26 年度	6 円	1187 円 58 銭 5 厘	350 円
明治 31 年度	6 円	2639 円 72 銭 3 厘	654 円
明治 36 年度	66 円 17 銭 4 厘	5270 円 71 銭 3 厘	354 円 96 銭
明治 39 年度	51 円 34 銭	3898 円 75 銭	416 円 60 銭
明治 43 年度	12 円 28 銭 8 厘	8762 円 79 銭	211 円 80 銭

表 3

村 税	明治 26 年度	明治 31 年度	明治 36 年度	明治 39 年度	明治 43 年度
地 価 割	830 円 13 銭 5 厘	823 円 75 銭 2 厘	1902 円 57 銭 2 厘	1165 円 20 銭	1530 円 58 銭
戸 別 割	342 円 30 銭 3 厘	1637 円 47 銭 6 厘	3066 円 91 銭	2394 円 55 銭	6683 円 11 銭
国税営業割	14 円 30 銭 8 厘	87 円 72 銭 9 厘	100 円 25 銭 6 厘	134 円 55 銭	169 円 50 銭
県税営業割	83 銭 9 厘	69 円 29 銭 6 厘	119 円 70 銭 5 厘	136 円 95 銭	226 円
所得稅割		21 円 47 銭	81 円 27 銭	67 円 55 銭	153 円 60 銭
合 計	1187 円 58 銭 5 厘	2639 円 72 銭 3 厘	5270 円 71 銭 3 厘	3898 円 75 銭	8762 円 79 銭

村では明治 43 年度の地価割が明治 23 年度のその 2 倍弱であるが、戸別割は 20 倍弱にも当りその増加率が極めて大きい。明治 43 年度を明治 31 年度と比較してみると、地価割が 2 倍弱、戸別割が 4 倍弱である (表 3)。戸別割は均一割賦ではなく等級が設けられ実質平等への配慮がみられるが、戸別割も個々の家の負担額がすでにその限界に達しており増額は困難な状況にあった。

明治の村は藩制村をいくつか合わせた範囲に設けられた。湖南村もその一つであった。新設の村は独自の財政基盤をもたぬままに発足した。新村は現実にはそれまでの旧村 (藩制村) の形式的な連合形態に他ならない。旧村は独自の共有財産をもちそれを前提に独特な地域生活を営んでいた。その共有財産が地域の生活統合の象徴としての意味をもち、また地域生活の経済的基盤としての物的前提ともなっていた。旧村の地域生活の維持運営に要する予算規模は新村のそれより大きく、その基本財産もはるかに豊かなものであった。新村はその物的精神的基盤をもたぬままに、その徴税権を唯一の拠点として発足せざるを得なかった。旧村のこの統合力を新村のそれへと転化・拡充して新村の財政基盤の強化と精神的統合の象徴とを同時に獲得・実現し、そのことによって新村が国政遂行機関としての役割に應えることが新村に強く要請されていた。少なくとも明治期においては林野整理と神社整理とが国策として同時に遂行されたのは、いつも国家支配機関の末端に町村を把握しその財政負担に耐えうる基本財産の創出が意図されていたからである。そのために旧村単位での統合統一を支えている共有財産とその象徴関係とを変質させ新村のそれへと新たに統合統一することが急務とされた。入会林野の経済的価値とその精神的文化的統合の象徴的価値とが注目されたのもそのためであった。

旧村有林野を町村有林野に編入し造林すること (農商務省の基本方針) とその商品化を推進し町村の基本財産収入を一定に確保し町村財政の安定化を図ること (内務省の基本方針) とが、「部落有林野統一事業」を推進させた背景をなしていた。明治 43 年 3 月農商務省『公有林野奨励規則』、同年 4 月『公有林野=関スル農商務大臣訓示』、同年 10 月農商務省次官・内務省次官から各府県知事宛の依命通牒『公有林野整理開発=関スル件』などにより、区有林野統一 (村有林野編入) の政策の基本方針が明確にされた。

ここに新村と旧村との間にその財政基盤の獲得・強化をめぐる抗争が、とくに明治 30 年以降、激しさを増してきた理由がある。この争論は地租改正による入会

林野の所有権確定の問題とそれに続く新村の基本財産の確保とが複雑に関連して展開されてきたものである。さらにこの期間は村落生活そのものが時代の推移のなかで大きく変貌することを強いられた時期であり、村落生活をめぐるさまざまな利害関係 (共同体であれ個人であれ) が相互に対立抗争したり妥協を繰返していた。

個別的利害関係は村落の共同利害関係と直接間接に対抗し、そこに部分的に家々の共通利害関係が共存する状況を生みだしてきた。それまでの共同利害関係が弛緩しそれに代わる関係がまだ形成されぬままに特定の利害関係を共通にする家々や個人が、村落生活の全体像を視野に入れることなく彼らの部分的な共通利害関係から行動するようになってきた。村落の意思決定がされてもそれが共同意思とはすでに見られず、そこに作為的な意思決定を感じていた。相互に作為性に対して過敏になればなるほど、作為性を排除するためにも部分的な共通利害関係に支えられた共通意思決定に傾く。共通利害関係の部分的な妥当性をこえることができなければ、再び作為性を取込み部分的なもの全体化を試みなければならぬ。作為性相互の対立は、村落生活のなかでそれぞれの共通利害関係に深い疵を負わせることとなる。

3. 区会開設をめぐる利害関係

明治 7 年 10 月に四つの旧村と三つの新田村とを合わせた範囲に湖南村が創設された。翌 8 年 1 月に湖南村に戸長が、旧村を「耕地」としてそこに副戸長が置かれ、その下の五戸組を八つ合わせた四捨戸組ごとに伍長惣代が置かれそれぞれ住民掌握の任に当たった。旧村の一つである南真志野では四捨戸組が四組設けられそれぞれの四捨戸組に伍長惣代が置かれた。四人の伍長惣代が同時に南真志野耕地惣代でもあるとみなされた。南真志野ではこの四捨戸組の他に四つの沢の兩岸の家々からなる沢組が四組存在していた。耕地内の取決めは従来通り沢組ごとの寄合で決められた。この四捨戸組と沢組の併存の時期が明治 18 年の中洲村との連合戸長役場の開設まで続いた。この後は四捨戸組と伍長惣代とに代わって、南真志野耕地では従来からの沢組と耕地惣代とを存続させた。新村が旧村の連合形態であることを明確に示した。

旧村はその内部組織をそれまでの五戸組ごとの伍長の寄合で共同意思を決定してきたが、それ以後それに代わって捨戸組から各一名の協議委員を選出し協議委員会を構成して南真志野の共同意思を決定することとした。それと同時に町村制に基づいて区長・副区長が選任され、また前任者の区長・副区長が立会惣代として事務を担当

した。南真志野はその内部組織としては沢組の連合形態をとり、藩制村時代からの沢組ごとの意思を調整して南真志野の共同意思としてきた。それはその形態に復したまでであった。

沢組ごとの意思調整が旨く機能していれば何も問題を起こすことはなかった。沢組の連合形態が維持されたのは、南真志野での共同意思の保持が共同利害関係として何もそこに疑問をはさませない限りにおいてであった。共同意思の持続を目的としてその手段が話し合われるかぎり、沢組の連合形態は安泰であった。

沢組の構成はそれぞれの沢水を飲用水・農業用水として利用する家々からなるものであった。したがって沢組ごとに家数が異なるばかりか、経済的社会的な能力にも沢組ごとの違いがあった。南真志野が沢組の連合形態を保持してきたのは、四つの沢組単位の平等性を貫徹してきたからであった。だが沢組ごとの平等性の持続は平等性を形式化させ、実質的な不平等性を露呈させることにもなった。家生活を前提とすれば不平等を実感する家は特定の家々に限定もされてくる。それが反復されれば南真志野の共同意思の共同性が疑問視されてもくる。もともと共同意思の形成過程は不平等性の排除を隠蔽させるものではあった。むしろ不平等性が自覚されることは共同性への疑義となり、そこに共同性の背後に作為性を見出すことにもなり、共同性の弛緩化をもたらしもする。

共同性の維持は自発性が支えてきた。そこでは共同性の維持が自己目的化されてきた。共同性の維持そのものに疑問が及ばないように、沢組の連合形態も「自然」として了解されていた。だが一度そこに何故との問いが発せられると共同性の根拠は崩壊する。沢組の権限の平等性と沢組ごとの費用の捻出・負担の平等性に基づいた村落の生活秩序そのものが問われ始める。形式平等性の背後に隠されていた実質的な不平等性が個々の家の負担額の差異として数値で露呈してくる。村落生活の存続は底辺で生活をする家々を抱込み、集合的・共同体的な強制のもとで彼らに提供される一定の生活保障を前提とする。この保障の仕組そのものが特定の家々にとって強制された負担としか映らないのであれば、そのでの共同性が作為的に加工されたものとして了解され始め、それに対抗する個別利害関係が実質的な平等の実現を要求し始める。

明治 5 年 4 月の学校加入金徴収の際には各沢組を構成する戸数に差があっても、沢組単位で負担額の平等が考慮されていた。この学校加入金やその後の学資金の調

達の問題はそれまでには見られず彼らにとっては多額の臨時費の徴収であった。新たな徴収を求められて個々の家の負担額があまりにも大きくなりその調達が著しく困難となった。そこで講持や組持の田畑を強制的に供出させその不足分を毎戸に割賦する方法が講じられた。しかしそのような仲間持の土地が特定の沢組に著しく偏っていたこともあって、割賦の形式平等性をとるか個々の家経済の規模に見合った割賦の実質平等をとるか、あるいは両者の併存にするかが問われ始めた。

明治 14 年に入会林野の諏訪郡側の地元村とその入会枝郷との間に林野入会関係の権限と収益とをめぐって争論が起った。官有地とされた入会林野の民有地回復を求める請願が行なわれ、その運動費用の賦課額に見合った林野入会の権限と収益との保証とを入会枝郷が地元村に求めたものである。これに対して地元村である南真志野では多額の割賦に關しての内部対立を顕在化させないために、伍長寄合による意思統一と伍長連署による違背防止とが決められ議事録による再確認（強制）を徹底させている。反対意見を未然に封じ込める必要を感じさせるほどの情況に地元村がすでに置かれていたといえよう。

明治 16 年に入会林野のうちの日陰入山について入会規定を入会村落の惣代会で取決めている。それによれば地租・地方税・耗費などの賦課が、戸数割 35%、反別割（田畑宅地のみ）40%、地価割（田畑宅地のみ）25%と定められ、その戸数、反別、地価の異動調を 10 年ごとに行なうことにした。これによって宝永期から踏襲されてきた「高家二ツ割」の賦課方法が改められた。それまでは入会各村落の負担率を一定に保ってきた賦課方法を改めて、賦課の基礎となる戸数、反別、地価の変動に応じてその負担額が異なるものとなった。これは官有地編入とされていた入会林野のうちの日陰入山が明治 13 年に民有地と地盤所有権が確定したことにもなって、その費用賦課の方法をより現実に適応したものに改めたものである。しかもその賦課の基礎数を 10 年ごとに異動調を行なうことにしている。

さらに明治 20 年代には伍長寄合を協議委員会に拡充再編し、町村制に対応しながら区長・副区長は同時に南真志野惣代とし、その前任惣代を立会惣代としてそれぞれ任期を二年にして惣代の地位を強化し、共同意思を形成する意思決定機関の上立つ共同意思の具現者として行動するようにした。しかし南真志野の内部の結束を図っても、経常費以外の請願・訴訟の関係費用の割賦は多額な臨時支出と理解されてはいたが、数回繰返されれば実質的な経常費にほかならないと受け止められた。した

がって負担の回避かそれとも軽減を要求するか、あるいはそれに見合った入会関係の権限と収益条件の提示をもって地元村は入会枝郷に応答せざるを得なくなる。明治28年の上伊那郡の沢底や赤羽との間の共有権確認の争論もその背景は同様であった。入会村落間の共同利害関係が、宝永の裁許状のように現実の入会関係がどのように展開されていたかに直接かわらずに入会各村落の負担を定率で表現されてきたこととは異なり、10年ごとの異動調を経た賦課の基礎数で表現されれば、それだけ賦課額が現実の権限と収益とを直接意味するとの考えを生む。そうなれば定率の場合とは異なり、現実の具体的な生活関係の権限の大小が賦課額の多少で示されると判断される。入会関係秩序の維持が自己目的化されたものからその一手段へとみなされるものへと変質してくる。

共有権確認の争論はもう一つの大きな問題を内包していた。それは民有地回復を願う行政訴訟の原告が、林野入会村落名ではなく「伊藤義勇外千四百五拾九人」という個人名であったことと、そのなかには争論の相手方の沢底と赤羽とがともに原告として加わっていなかったこととである。沢底は個人名であっても村落名であっても実質的にはその間に何らの相違もないとの判断に立って、その証として諏訪郡側の入会各村落の土地代帳閲覧願を提出した。それは法規定上の論理と現実の生活の論理との乖離現象を根拠にして、両者に形式的な差異があっても現実生活において実質的な差異がないことを突いてきたものであった。入会村落の間でもそれぞれの個別利害関係に基づく主張がこのように鋭く対立することとなる。

入会村落の問題は同時に入会村落内部の家々の間の関係となっても現象してくる。林野入会村落間の共同利害関係に支えられた入会秩序関係を維持することが自明なものとして自己目的化され踏襲されてきたのが、今や個々の村落生活や個々の家生活にとって入会秩序関係とは何かと問われ始め、個々の生活の存続を目的に据えた上で手段としての入会関係秩序のいかなる継続が有効であるかと判断されるようになった。生活そのものであった入会関係が一生活手段としてその有効性が問われ始めたのである。したがって自己目的化された入会関係秩序の存続が個々の生活の一手段として捉えられれば、それを支えてきた共同利害関係の共同性自体が問われ始める。共同性の根拠が作為性と幻想性に支えられているのであれば、共同性がその同一性を獲得する過程で排除してきた差異性が再び顕在化してさまざまな利害関係が

共同利害関係を弛緩化しながら噴出してくる。

明治31年10月に沢組の一つ西沢組で規約書を作成している。その前文には、「従来村吏及村会議員其他区内諸役員選挙ニ関シ人選上意見ヲ異ニスル時ハ親睦只ナラザル、当旧組内一部運動者若クハ本村内有志者競争運動動モスレハ人身攻撃ノ為メ裏面的両派ヲ呈シ徒ラニ日子ヲ空費シ其他被害渺ナカラザル」状況に対処するために、「当旧組ハ法人的戸全様ニ共同一致強固ナラシメ祖先ヨリ伝ワル親睦ヲ重、益々正道ヲ跡シ亦ハ旧組円滑ヲ謀リヨッテ自治制ニ取シナル運動力培養セシメ為メ各自熱儀結果ノ上規約ヲ設クル」とある。また明治33年11月に西沢同志懇話会が結成され、その規約書前文に「茲ニ同志者協議ノ上、自治上方般公共事業ニ関シ各自意見ヲ発表シ共同一致正道ヲ踏ミ公共ノ利益ヲ増進セシメ為メ西沢同志懇話会ヲ組織シ條項ヲ協定スル左ノ如シ」と規定して23ヶ条を定めた。9名の評議員と彼らの互選による2名の幹事とで西沢組の意思決定機関である評議員会を構成し西沢組の意思統一と逸脱防止との強制装置にした。

明治30年11月には南真志野でもそれまでの意思決定機関であった伍長会を解散して、それに代わって拾戸長からなる協議会を組織して拾戸長のもとに二名の伍長を配置した。そして拾戸長に「報酬ハ年内金五拾銭ヲ給与スル事」して、協議会の和を乱す「人身攻撃若クハ不敬ノ言論ヲ用ヒ其他暴挙ニ渉ル者アルトキハ会議ノ評決ヲ以テ選出組合ニ対シ更選ヲ請求スル」こととした。さらに拾戸長欠席の際にはその代理人を出席させて可能なかぎりの全会一致の決議を考えた。だが同年12月には「拾戸長会ノ決議ハ過半数ヲ以テ確定トス、又若協議ノ事件尊重ヲ要スルモノタルトキハ各組合ニ親シク相談シ共意見ヲ採リ決定スル事」として条件をつけているが全会一致から多数決へと議決方法を変えている。その際に南真志野は共有金を毎戸へ貸付けその利子収入を確保してきたが、その「貸付共有金未納ノ分ハ管テ予算内ニ編入シアルヲ以テ此際嚴重ニ督促スル事」をも合わせて決めている。

また明治32年1月には「村及区内ノ公務ニ与ル者ハ総テ区民ニ謀リ事務ヲ執行スル事」として、「前項公務ニ参与スル者ニシテ区内ノ秘密ヲ漏シ若クハ当区ノ安寧ト利益ヲ害スル所為アリト認ムルトキハ忠告又ハ拾戸長会ノ建議ヲ以テ辞職セシムル事」との申合せ、さらに「一般ノ区民ニシテ前条ノ所為アリト認ムルトキハ本区民トシテ其区ノ上ニ執行シ得ル既得ノ権利ヲ停止区民ノ取扱ヲ為サ、ルモノトス」として、全住民にその規制を

強化した。規制強化は規制の弛緩化の結果である。

明治 30 年から 33 年にいたる時期は、南真志野の内部組織を強化整備してそれに対応した意思決定機関を再編強化しながら、「区ノ安寧ト利益」を第一とする時期であった。その背景には入会林野の民有地回復という共同利害関係が行政裁判での勝訴による民有地獲得で取除かれたが、それに代わる共同利害関係を新たに見出だせずに南真志野の内部対立がそのまま対立として顕在化してきたことがある。村落生活の変質である。自治行政の単位であると同時に藩治行政の単位でもあったという村落の二重の性格が、共同利害関係に基づく共同体が国家行政支配の単位に組み込まれその基礎単位とされたことで大きく変質したが、その後も村落生活の二重性は保持された。共同体は国家行政支配の用具として活用され、その限りで共同利害関係の形成・活用が促進された。共同利害関係の形成が現実の共同体の維持から乖離し、逆に共同体の支配を推進する道具ともなった。現実から乖離した共同利害関係は共同意思の形成をそれだけ作為し意思決定機関の再編とその一元化とを最優先させる。その結果は共同利害関係の重視とそれからの逸脱防止とを貫徹させた。それとは馴染まない個別利害関係の軽視とその形成の阻止とがそこでの共同利害関係の働きとされる。それが表層的には共同体の維持でありえたのは個別利害関係の排除や潜在化が結果的には個別利害関係を共同利害関係へと収斂させたからである。両利害関係が逆立しながらも共存できない共同体はすでに彼らの共同体ではなく、彼らを統合し支配する用具としての共同体へと変質している。それはすでに支配装置としての共同体に他ならない。後者の共同体の生活秩序はすべての構成員の秩序とされながらもその内部対立を激化させる。生活秩序の強調は内部対立を共同利害関係に基づいた規範に服させ、共同利害関係の再認装置として働く。それはまた共同利害関係がもつ作為性を同時に隠蔽する装置ともなる。

「区内ノ円滑平和」のためには、「今回当区村会議員予選ノ当選ハ関利右ニ門氏ニ候得共、区内ノ円滑平和ヲ保ツ為メ候補ヲ次点関初平氏ニ譲リ次回村会議員改選之際無予選候補ニ立ツ事ヲ確認スル事」を拾戸長会で決めている（明治 31 年 3 月）。このことは南真志野の内部には複数の派閥が存在しており、このような絡繰りによって辛うじて派閥間の妥協が成立していることを示している。南真志野は隣の北真志野とともに林野入会の地元村として協同してその役割を担ってきた。だがそれぞれの内部事情を抱えており、両真志野がすでに地元村として

利害関係を同じくするとはかぎらなくなっていた。

「南北両真志野間ハ由来同一ノ事務ヲ執ル事多キヲ以テ極メテ和親ヲ主トシ夫々執行仕来リシモ本年前期ニ於ケル北区惣代方針トシテ本区ニ対シ和親ヲ欠ク点不尠ニ付本年一月已来同揆ノ方針ヲ罷メ凡テ冷淡ナリシ処、該区惣代更迭已来合議ヲ求メ一月已来本区ヘ対シ申込ミタル事項ニシテ和協ニ基カサル言行ハ一切取消シ更ニ明治三拾年八月両真志野ノ間ニ締結セル契約ニ遵依シ合同平和ニ服セン旨ヲ披露シ本会ノ承認ヲ得タリ」と明治 32 年 10 月の拾戸長会の記載がある。南北両真志野で従来は「山件證據書類引分ケ」てきたが南真志野がそうせずに「引去り預り居候」理由は、後山と上野との山論訴訟で南真志野がその新田後山を、北真志野がその新田上野をそれぞれ全面的に支援することとなったことがある。その結果、南北両真志野の地元村としての寄合が北真志野の欠席によって開催されない事態が続いた。

明治 33 年 4 月には仲村沢組から南真志野の内部機構を改めその役職選出の方法を変更することを求める改正案が提出された。それは「本年ヨリ向フハ当区ノ諸掛惣代及ヒ十戸長ヲ廃シ旧組メニテ各山野惣代立合区長代理者其他管理ノ如キ年明番ニ務メ皆旧組ニテ選出、十戸長モ廃シ旧組ニテ人戸ヲ四捨五入ノ割合ニテ、仲組五人、西組五人、野明組四人、南組四人都合十八人ノ旧組内適宜選定差出事ニ決シ、右趣キ旧世話人ヨリ四組交渉シ賛成ヲ得候事」との内容である。しかし 4 月の伍長会が「暴行ヲ加ヘ乱入ノ為メ」開催できず延期となり、その後再招集するも「出席伍長二十三人、欠席ハ弐拾人」という事態が続く。仲村沢組からの改正案は役職選出の母体を沢組にして、沢組連合による南真志野の生活秩序の維持強化とそれによる内部対立の防止とを意図するものであった。だがこの種の改正案で問題は済まされない事態がすでに進行していたのである。

先の「暴行ヲ加ヘ乱入ノ為メ」延期となった伍長会の事件は、山論費用をその主な内容とする南真志野の借金 1600 円余りの返済方法をめぐる対立がその背後にあった。「暴行ヲ加ヘ乱入」したのは四社盛社（若者連）の示威行動であった。それは借金返済を共有林野の一部の立木売却で捻出しようとした役職者に対する怒りの爆発でもあった。それは四社盛社が共有林野の実際の管理を任せられ造林作業を行なってきた立場からのものであり、とりわけ借金のほとんどがそれまでの慣行とされてきたとはいえ役職者の飲食費であったことに抗議をしたものでもあった。これは村落生活の秩序が役職者層と若者連との対立・世代間の対立をとったものだった。それまでも

少数意見であるがゆえに軽視されたり排除されてきた心情に支えられた四社盛社の行動であった。共同意思の形成に参加できないままに排除され葬られてきた個々の個別的な少数意見が、その正統性を獲得できなくともその存在を主張した点で象徴的な事件であった。

これに先立つ3月末日に「本年度後半期山野費及ヒ常用費割賦ハ異議ナク認定ノ上引続キ賦課シテル四月七日徴集スル事」となり、「南真志野区共同ノ権限ニ属スル事件日誌、山野万用二種ヲ調製シ本年四月一日ヨリ当局者ハ事務一切詳細ニ記入シ毎年四期（六月九月十二月三月）拾戸長ノ会認印ヲ要シ当区会所ニ保管シ置ク事」とも決めている。この日の決議が会計に関するものであることから、役職者による冗費への批判とその新たな規制とがそこに見え隠れしている。

南真志野では土地集積とそれに基づく生活秩序の形成とが耕地の絶対量の不足から一定の限界をもつ。上層の家々は養蚕製糸の展開により自己資本の蓄積を示しながら村落生活の枠組をこえていく。出稼・日雇の収入を前提とせざるを得ない家々は、家生活の本拠を村落生活に依存しながらも徐々に村落生活の外部へとその関心を向け始めている。この他に僅かばかりの土地所有に基づいてそれぞれの家生活を営む階層があり、彼らは彼らの家生活の利害関係が直接かかわるものとして村落生活の再編に強い関心をもっている。個々の家の個別利害関係とそれらの家々に共通する利害関係とによってそれぞれの行動がなされ、彼らの利害関係が村落生活の共同利害関係ともなることを願った。それで家々の共通利害関係が対立妥協を繰返して村落生活の指導的地位を担い、その共通利害関係が同時に村落生活の共同利害関係とみなされるようにと願い、役職者の選挙をめぐる激しい争いが展開されるようになる。しかしその結果は激しい選挙戦がしこりを生み、役職者はその役割を思うように遂行できず辞職・辞退が続出するようになる。

南真志野の内部対立はそのまま村会議員選挙にも反映せざるを得ない。村会議員はその選出母体の惣代としての性格をもたざるを得ないので、村会議員は各区ごとの利害関係の調整・妥協をはかることを要請される。その利害関係の均衡ははかられている限りで村政は初めて安泰なのである。町村制第114条の規定に基づいて区会（いわゆる財産区会）の開設の動きが明治33年からでてきた。

財産・営体としての区会は村治行政区画である区の範囲にかかわらず設置できたが、実際には湖南村では協議会の延長上で区会が了解された。湖南村での区会設置は

その財政基盤強化を国策として進めている政府にとって好ましいことではなかった。むしろ例外的な措置であった。もともと町村の一部の特別財産の認定とその管理のための区会開設とは町村合併を円滑に進める便宜的一時的な措置にすぎなかった（『市制町村制理由』）。しかし民有地編入となった入会林野は区会開設により町村の一部である区有財産として公法上の規定をうけることになる。それは「凡帝国臣民ニシテ公権ヲ有スル独立ノ男子二年以来（一）町村ノ住民トナリ（二）其町村ノ負担ヲ分任シ及（三）其町村内ニ於テ地租ヲ納メ若クハ直接国税年額二円以上ヲ納ムル者ハ其町村公民トス」（『町村制』第七条）との規定をうけることを意味する。南真志野の戸数180戸余りでこの条件を満たしている家が当時133戸でしかなかった。この結果50戸余りの家々が排除される。この林野入会関係は「町村住民タル資格ニ随伴スル」旧慣使用権とみなされた。それは公有地から入会関係を排除した上でその入会関係を公有地への旧慣使用権として認め、入会林野への公法上の規定を加えて町村財産の基盤を強化しようとする政治的意図からのものである。

ここにきて南北両真志野の区会に対する基本的な態度の違いが鮮明になる。両真志野とも入会林野を村落住民の共有財産としながらも、南真志野は区会を開設して村有財産に編入されるのを阻止し自らの自治管理を維持しようとする。それに対して北真志野は先の行政訴訟の原告が個人連名であったことから、個人共同所有の対象としての入会林野とみなしそのことによって公法上の規定からは自由に個人共同で管理運営をして村政からの干渉を排除しようとした。したがって北真志野は区会の開設に関心を示さない。行政訴訟の原告が個人連名であったことは南真志野でも同様であったが、それを積極的に区有財産とすることで北真志野は村会からの干渉を排除しようとした。その結果、南真志野では村公民の資格をもたぬ50戸余りの家々が法的には旧慣使用権から排除される事態に直面することになる。

そのことは村落生活に大きな危機感をもたらした。村落住民であっても旧慣使用権をもたぬ者が生みだされることは、先の多数決制の採用とも合わせて全会一致を旨としてきた村落の共同意思の同一性の意味が変質され、少なくとも家々の共通意思が村落の部分的な意思として共存する状況を作りだした。

明治33年3月の拾戸長会で「南真志野区へ他区ヨリ入籍転住スルモノハ当区加盟金トシテ金貳拾円也ヲ出金センル事」を決議し、大正4年10月の『民約』第8

条によって「転籍者又ハ寄留ニシテ本区共有財産ノ権利ヲ得ントスルモノハ金参百円也ヲ区ニ提供共有権利ヲ得ル事」となった。これは入会林野の共同所有者と村落住民とが必ずしも合致するとは限らなくなったことを意味する。林野入会権は村落住民のうちの町村公民資格をもつ者によって担われることとなった。すなわち、町村の一部の公民が共有する入会林野と村落の（つまり村落住民の）入会林野とは制度的な意味に大きな差異が生じた。

このことが南真志野で区会開設をめぐる争論となった背景の主な理由であった。南真志野には信友会と政友会という二つの政治結社があり、区会開設の問題は両者の間の激しい対立抗争を生んだ。信友会は村落の惣代・山野惣代の経験者の同志会で、入会林野の民有地回復の請願や訴訟の際に中心となって活躍した人々が属していた。しかもそれは南北両真志野にまたがる結社であった。入会林野は村落（住民）のものであり、それを町村公民であるか否かによって住民を二分することに抵抗したのが信友会であった。これに対して政友会は諏訪地方での組織拡充のため村落の主務惣代層と村会議員層とに働きかけ、地方議会を拠点とした組織拡大を計ろうとしていた。信友会は下層を含めた村落生活を考える伝統的な有力者層を代表し、政友会は伝統的な村落から脱皮しようとする実力者層を代表するという違いが両者の間にはあった。

共同利害関係としての規範であった伝統が弛緩化するなかで区会が明治 34 年に開設されたが、区会はまったく機能しないままに 10 年後入会町村の組合組織へと区会が収斂されていく。だがそれも各村落の間に入会関係

の権限をめぐる新たな対立が起こり、昭和 15 年をむかえて強力な行政指導によって入会林野の分割が推進された。この過程は何を物語っているのか。それは村落生活が共同利害関係を疎外しみずからの生活保障体系を放棄した道程なのか。入会場を喪失した人々がそこで出会うものからも疎外され排除された者へとみずからを变质させた道程であったのだろうか。二重・三重に文字通り裸にされたがゆえに、人々は作為的共同利害関係と共同体とを、さらにそれらの幻想がもたらす安らぎとを求めつつ果てしなく歩み続けることを強制されたのであろうか。そうすることで共同利害関係を支え共同体の構成員であることを実感せざるを得なかったのであろうか。

参考文献

- 『明治十六年 協議及約定留 一月 南真志野 印』（南真志野郷蔵所蔵）
 - 『明治廿貳年 協議及約定留 九月 南真志野 印』（南真志野郷蔵所蔵）
 - 『明治廿八年 山野件ニ付諸事日誌控 四月一日 区長代理者関利右ニ門』（関利弘氏所蔵）
 - 『明治卅年 協議及約定留 第四月 南真志野区 印』（南真志野郷蔵所蔵）
 - 『明治三十一年十月一日 規約書 旧西沢組』（南真志野郷蔵所蔵）
 - 『明治卅二年 協議及約定留 第一月 南真志野区 印』（南真志野郷蔵所蔵）
 - 『明治三十三年 事務日誌 南真志野区長 原亀蔵』（原弘也氏所蔵）
 - 『明治三四年 事務日誌 原亀蔵』（原弘也氏所蔵）
 - 『自明治三四年四十三迄 南真志野区会議事書類 湖南村役場』（南真志野郷蔵所蔵）
 - 『明治三拾六年 日誌 原亀蔵』（原弘也氏所蔵）
- (1992 年 7 月 20 日)